

請 願 審 査 資 料

8年請願第2号

全ての子どもの健やかな育ちのための保育施策について

<参考資料>

令和8年7月9日
こども未来局

保育士等の確保・処遇改善に関する制度等

1 保育士等の確保に関する制度

(1) 保育士家賃助成事業補助金 令和8年度予算額 3億1,638万円

対象者：賃借人として賃貸借契約を締結している正規雇用の保育士

助成額（上限）：月額1万円

補助期間：定めなし

(2) 保育士奨学金返済支援事業補助金 令和8年度予算額 1億 851万円

対象者：奨学金を利用し保育士資格を取得し、現在、奨学金の返還を行っている

正規雇用の保育士

助成額（上限）：大卒の場合 月額1.5万円、短大等卒の場合 月額1万円

補助期間：奨学金の返済期間の2分の1までの間

（20年の返還期間の場合、1年目から10年目まで）

(3) 潜在保育士等への保育料や就職準備金の貸付 令和8年度予算額 369万円

① 未就学児をもつ潜在保育士への保育料の一部貸付

対象者：産後休暇又は育児休業から復帰する保育士

助成額：月額2.7万円

貸付期間：保育所等に勤務を開始した1年間を限度

② 就職準備金貸付

対象者：保育士登録後1年以上（または卒業・合格後1年以上）経過し、かつ離職後

1年以上勤務経験がなく、福岡市内の保育所等に新たに勤務する保育士

助成額：200,000円以内

※ 福岡県の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、200,000円を加算

貸付回数：同一貸付対象者に対し1回限り

(4) 保育士・保育所支援センター 令和8年度予算額 767万4千円

・待機児童解消のため、安定的に保育士を確保するために平成25年度に開設したもの

・保育所 NAVI による求職者への情報提供

2 保育士等の処遇改善に関する制度

(1) 公定価格（国）による処遇改善

・平成25年度～令和7年度の13年間で

- ① 月額約13万4千円の改善
- ② 上記に加え技能・経験に応じて月額最大4万円の改善

(2) 福岡市独自による処遇改善

・福岡市保育協会補助金において、職員処遇改善費として次の助成を実施

<初任給調整措置費> 令和8年度予算額 8,465万8千円

勤続年数（通算）が短い保育士に対し、学歴、勤続年数に応じて月額1人あたり900円～5,300円を助成

<勤続手当> 令和8年度予算額 2億7,412万8千円

勤続年数（通算）に応じて月額1人あたり1,000円～12,000円を助成

3 保育士等の負担軽減・就労継続に関する制度

(1) 保育支援者等の配置費用の助成（保育体制強化事業）※国事業 令和8年度予算額4億7250万円

・保育士の負担を軽減し、保育士が働きやすい職場環境を整えるため、園外活動時の見守りや遊具の消毒などの保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に要する費用の一部について、令和2年度より助成

助成額（上限）：1施設当たり月額21万1千円

(2) 保育補助者雇用費助成事業 ※国事業 令和8年度予算額 3億5,099万円

・保育士の負担軽減と潜在保育士の職場復帰の促進を図るため、保育所等に対し、保育補助者の雇用費を令和6年度より助成

助成額（上限）：1施設あたり 196万3千円～654万4千円（施設規模等による）

(3) 保育所等におけるICT化推進等事業 ※国事業 令和8年度予算額 6,192万8千円

・保育業務におけるICT化に係るシステムや事故防止機器、外国人保護者等との意思疎通に係る翻訳機等の導入費用の助成を実施
（助成額：1施設あたり上限）

- | | |
|--|--------|
| ① 業務のICT化を行うためのシステムの導入に係る補助 | 97万5千円 |
| ② 通訳や翻訳のための機器の導入に係る補助 | 11万2千円 |
| ③ ICT補助金を活用して導入したシステムの更新に係る補助 | 65万円 |
| ④ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の導入に係る補助 | 15万円 |
| ⑤ 保育の振り返り等の業務を行うスペース（ノンコンタクトタイムスペース）設置に必要な改修等に係る補助 | 10万円 |
| ⑥ 性被害防止対策に必要な設備の導入に係る補助 | 7万5千円 |

(4) 相談窓口 令和8年度予算額 104万5千円

- ・産業カウンセラーおよび社会保険労務士による無料相談窓口を設置し、保育士等の心の悩みや勤務条件などの相談対応を行うことで、保育士の就労継続（離職防止）を図る事業を平成28年度から実施（メンタルヘルス相談及び社会保険労務士相談。開設当初は社会保険労務士相談と弁護士相談）

(5) 臨床心理士等による保育所等巡回支援事業 令和8年度予算額 190万5千円

- ・臨床心理士・公認心理師が保育所等への訪問し、カウンセリングや相談等への対応を行うことで、保育士の精神的な負担軽減を図る事業を令和7年度から実施

(6) 保育現場の魅力向上支援事業 令和8年度予算額 253万7千円

- ・保育の質の向上を目的に、労務管理の専門家である社会保険労務士の各施設への個別訪問や集合研修を通じて、各保育所等における「働き方改革」の取り組みを支援し、保育人材の離職防止を図る事業を令和5年度から実施

(7) 子育て支援員研修の実施（受入枠の拡充） 令和8年度予算額 1,132万2千円

- ・保育補助者やベビーシッターなどの保育に従事する人材確保のため、令和8年度は子育て支援員研修の研修受入枠を520人分から720人分へ、200人分拡充して実施

4 保育士の給与水準と他の産業との比較（国調査）

- ・令和6年度賃金構造基本統計調査（本俸＋諸手当＋賞与）

（※厚労省調査） 企業規模 10～99人、常勤、（ ）は同一法人での平均勤続年数

保育士 約 33万6千円 /月（9.9年）

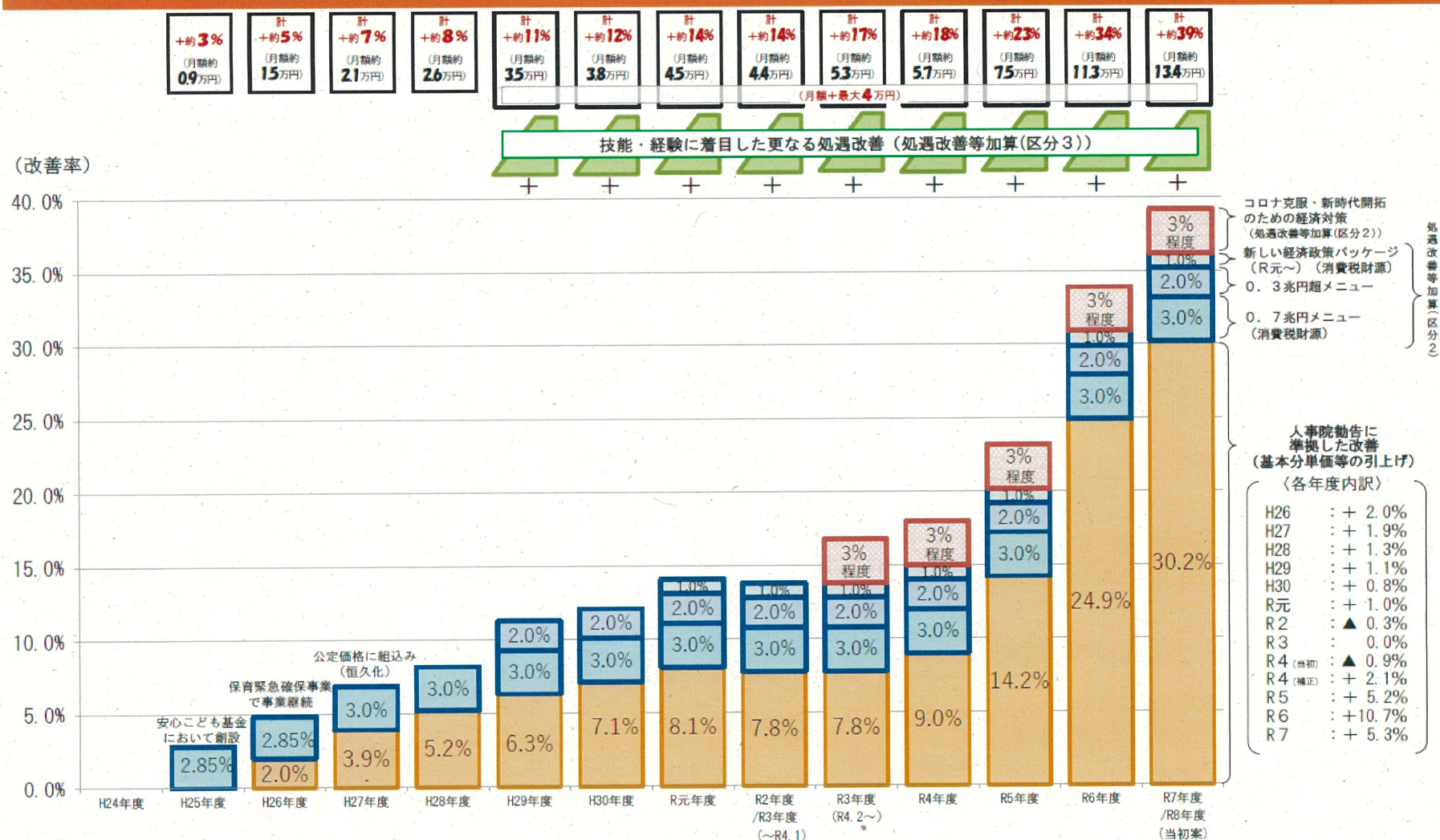
全職種 約 35万1千円 /月（11.2年）

- ・福岡市の場合（令和6年度）

保育士 約 36万5千円 /月（6.7年） ※民間のみ：福岡市へ提出された民間保育所等からの報告書をもとに試算

国の公定価格における「保育士等の処遇改善の推移」 ※出典：こども家庭庁ホームページ

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。

令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）